

# 虐待防止のための指針

訪問看護ステーションまつかげ

## 第1：施設における虐待防止に関する基本的考え方

当ステーションでは同法人の職員倫理綱領「私たちは患者様の基本的人権を尊重し、尊厳と権利を擁護します」及び高齢者虐待防止法の理念に基づき高齢者の尊厳保持・人格の尊重を重視し、サービス提供にあたって虐待が起きる事のないよう指針を定め、当ステーション職員は本指針に従ってサービスを提供します。

## 第2：虐待の定義

本指針における虐待は下記に示すものであり、これらの発生の防止を図る。

種別	用語の定義
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴力を加える事
介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)	高齢者を衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放置その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心的外傷を与える言動を行うこと
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者にわいせつな行為をさせること
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分すること、その他当高齢者から不当に財産上の利益を得る事

## 第3：虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項

1. 当ステーションでは、虐待発生防止に努める観点から「虐待防止検討委員会」を組織します。なお、本委員会の運営責任者は管理者とし「虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下 担当者）」を兼任するものとします。
2. 身体拘束適正化委員会や関係する職種・取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があり、加えて併設して展開する事業又は法人内別部署と連携して虐待防止検討委員会を開始する場合があります。
3. 構成員は担当者・当ステーション職員とします。必要によって関係する法人内別部署スタッフ・第3者委員を加えることが出来ます。

4. 会議にあたってはオンライン会議システムを用いる場合があります。
5. 虐待防止検討委員会は必要な都度担当者が招集します。
6. 虐待防止検討委員会の議題は担当者が定めます。具体的には次のような内容について協議するものとします。
  - ① 虐待防止のための指針の整備に関すること
  - ② 虐待防止のための職員研修の内容に関すること
  - ③ 虐待防止について職員が相談・報告できる体制整備に関すること
  - ④ 職員が虐待等を把握した場合に市町村へ通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
  - ⑤ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析で得られる再発の確実な防止策に関すること
  - ⑥ 再発の防止策を講じた際にその効果についての評価に関すること
6. 委員会開催に際しては内容を記録し5年間保管します。

#### 第4：虐待防止のための職員研修に関する基本方針

1. 職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとします。本指針に基づき虐待防止を徹底します。
2. 具体的には次のプログラムにより実施します。
  - ① 高齢者虐待防止法の基本的考え方
  - ② 高齢者権利擁護事業/成年後見制度の理解
  - ③ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
  - ④ 早期発見・事実確認と報告等の手順
  - ⑤ 発生した場合の改善策
3. 研修は年1回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施します。
4. 研修の実施内容については研修資料・実施概要・出席者等を記録し5年間保管します。

#### 第5：虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

1. 虐待等が発生または発生した疑いがある場合は速やかに委員会を開催し客観的な事実確認を行います。
2. 虐待が発生した場合には速やかに市町村に報告するとともにその要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果虐待者が職員であったことが判明した場合は、役職位の如何を問わず厳正に対処します。
3. また、緊急性の高い事案の場合には市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と

生命の安全を優先します。

## 第6：虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

1. 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は他の上席者に相談します。
2. 担当者は苦情相談窓口を通じての相談や上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告があった者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払ったうえで、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は他の上席者が担当者を代行します。また、必要に応じ関係者から事実確認をします。これら確認の経緯は時系列で概要を整理します。
3. 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合、当人に対応の改善を求め就業規則等に則り必要な措置を講じます。
4. 上記の対応を行ったにもかかわらず善処されない場合や緊急性が高いと判断された場合は市町村の窓口等外部機関に相談します。
5. 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したかを検証し、原因の除去と再発防止策を職員に周知します。
6. 必要に応じ関係機関に対して説明し報告します。

## 第7：成年後見制度の利用支援に関する事項

1. 利用者またはご家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、その求めに応じて行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ成年後見制度の利用を支援します。

## 第8：虐待に係る苦情解決方法に関する事項

1. 苦情解決責任者は当ステーション管理者とします。
2. 虐待等の苦情相談については管理者に報告し、虐待の当事者が管理者である場合は他の上席者に報告します。
3. 苦情相談窓口寄せられた内容は相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう細心の注意を払います。
4. 対応方法は前述の「第6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」によるものとします。
5. 苦情相談窓口寄せられた内容は相談者にその経過と対応を報告します。

## 第9：虐待防止の推進のために必要な事項

1. 第4に定める研修会のほか、様々に開催される研修等には積極的に参加し利用者の権利擁護とサービスの質の低下をきたさないよう研鑽を図ります。
2. この指針についてはホームページ上にも掲載し取り組みの可視化に取り組んでいます。

### 附則

この指針は令和6年6月1日より実施する。

# 身体拘束等適正化のための指針

訪問看護ステーションまつかげ

## 第1 身体拘束等適正化に関する当ステーションの基本的考え方

当ステーションは利用者に「あなたらしさ」を基本に利用者本位の暮らしを継続できるようにサービスを提供していきます。

当ステーションは身体拘束防止に関し次の方針を定め全てのスタッフに周知徹底します。

- ① 身体拘束廃止に向けて常に努力します。
- ② 安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない努力をします
- ③ 身体拘束を許容するような考え方はしません
- ④ 身体拘束を行わないための創意工夫を怠りません
- ⑤ 利用者の人権を最優先にします
- ⑥ サービスの提供に誇りを持ちます。
- ⑦ 身体拘束廃止に向けてありとあらゆる手段を講じます
- ⑧ やむを得ない場合は利用者・家族に丁寧に説明し身体拘束を行います。
- ⑨ 身体拘束を行った場合は常に解除・廃止する努力を怠らず、常に身体拘束ゼロを目指します。

## 第2 身体拘束等適正化のための職員研修

- ① 訪問看護に係る全ての職員に対して、身体拘束等の適正化に向け治療者の人権を尊重したケアの励行を勧めるとともに、身体的拘束等の適正化の基礎的内容や適切な知識を普及・啓発することを目的に研修を実施します
- ② 少なくとも年1回の開催としそれ以外の開催は必要に応じて行います
- ③ 新規採用時には必ず本研修を実施します
- ④ 本研修内容については記録・保存します。

## 第3 訪問看護で発生した身体拘束等の報告方法

- ① 身体拘束等を行う場合は手続きに基づき利用者及び家族に速やかに説明し、報告します。
- ② 他の職員等による適切な手続きに依らない身体拘束等を確認した場合は、具体的な状況・時刻等を確認したうえで上長に報告を行います。

## 第4 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合

- ① 利用者または家族の生命または身体を保護するため、やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束等適正化委員会において検討を行い、身体拘束を行うことよりも身体拘束をしないことによる危険性が高い例外的な場合において、下記の3要件（切迫性・非代替性・一時性）に全てを満たした場合においてのみ、あらかじめ本人・家族への説明および同意を得たうえで身体拘束を行います。また、身体拘束を行った際はその状況について経過記録の整備を行い、必要最低限の身体拘束となるよう努めます。

切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命・身体・権利が危険にさらされる可能性が著しく高い状態にあること
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替するサービスの手法がないこと
一時性	身体拘束による行動制限が一時的なものであること

### 身体拘束に該当する具体的な行為

- ① 車いすやベッド等に縛り付ける
- ② 手指の機能を制限するためにミトン型の手袋をつける
- ③ 行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる
- ④ 支援者が自分の身体で利用者を押さえつけ行動を制限する
- ⑤ 行動を落ち着かせるために抗精神病薬を過剰に服用させる
- ⑥ 自分の意思で開けることが出来ない居室等に隔離する

## 第5 利用者等に対する当該指針の閲覧

- ① 本指針は書面として備え置き、利用者又は家族、関係者からの求めに応じて閲覧に供するものとします。
- ② 当ステーションでは電磁的記録としてホームページに公表します。

## 第6 その他身体拘束等適正化の推進のために必要な基本方針

- ① 当ステーションにおける研修以外にも同法人内の他部門や地域の他法人・施設等とも強調し、お互いに研鑽を深め身体拘束の適正化が地域において深まっていくよう努力します。

## 第7 本指針の改廃

本指針の改廃の可否および改定する場合の改定作業は委員会によって実施します。

### 附則

この指針は令和6年6月1日より実施する。